

○渡辺富士雄 委員長

それでは、増田委員、質問項目をお知らせください。

◆増田裕一 委員

まず区立子供園について、そして医務・薬事監視に関連して、はり、きゅう、あんま、マッサージ業について何点か、時間があれば、生活保護についてお尋ねします。また、質疑の際、資料を提示させていただきたいと思いますので、許可をお願いします。

この間、区立幼稚園の子供園化につきまして、私自身、さまざまな場を通じて発言、意見を述べてまいりました。実際、園児たちは、現場の先生方のご努力もあり、すくすくと育ってきていると認識しております。しかしながら、子供園化に当たり、その経過、プロセスに課題があると認識しており、以下、何点かお尋ねしてまいります。

冒頭、まず区立幼稚園の設置の経緯をお尋ねします。

◎子供園担当課長

区立幼稚園は、高度成長期に区内の幼児人口が急激に増加しましたので、それに対応するというこで、私立幼稚園を補完する意味で、昭和45年から52年にかけて7園を設置いたしました。その後、幼児人口が減少してきましたので、園児数が減りましたので、平成14年の末には旧方南幼稚園を堀ノ内幼稚園に統合いたしましたので、現在の6園に至った経緯でございます。

◆増田裕一 委員

平成16年度から平成21年度にかけて、当時、区立幼稚園6園のそれぞれの在園児数、定員充足率の推移を経年でお示しいただきたい。

◎子供園担当課長

平成16年度と21年度の数値で申し上げたいと思います。

平成16年度の在園児数でございますが、下高井戸が77名、充足率は60.2%、堀ノ内が65名、充足率が50.8%、高円寺北が在園児77名、充足率が60.2%、成田西が在園児110名、充足率が85.9%、高井戸西が122名、充足率が95.3%、西荻北が115名、充足率は89.8%、16年度の合計の充足率は73.7%でございます。

これに比へまして平成21年度は、下高井戸の在園児数66名、充足率は51.6%、堀ノ内が63名、充足率は49.2%、高円寺北が在園児数が74名、充足率は57.8%、成田西が在園児数90名、充足率は70.3%、高井戸西が在園児114名、充足率は89.1%、西荻北が在園児106名、充足率82.8%、全体の充足率は66.8%でございます。

◆増田裕一 委員

この間、減少傾向が続いてきたわけですが、その原因、要因はどのようにとらえているのか。

◎子供園担当課長

少子化の傾向というのは社会全体として進んでおりますので、これがまず大きな充足率の低下につながっていると思います。それから、子供園化に当たりましては、保護者のニーズ等も変わってきておりますので、こういった大きな環境の変化に対応する必要があったと認識してございます。

◆増田裕一 委員

この間、区立幼稚園をめぐるましてどのような議論がなされてきたのか。

◎子供園担当課長

この間の区立幼稚園の改革方針と子供園条例の審議に当たりましては、幼保一体化施設の意義でありますとか、私立と公立の保護者負担のあり方ですとか、そのほかにも、待機児対策の方策等々さまざまな議論がなされてきたと認識してございます。

◆増田裕一 委員

子供園化に当たりまして、そこに至った経過をお示しいただきたい。

◎子供園担当課長

先ほども少し申し上げましたけれども、就学前教育に関する重要性が認識をされまして、そういった幼稚園保護者、それから保育園の保護者のニーズが変わってきたということがございます。それから、全体として公立、私立の幼稚園は、園児数の減少と充足率の低下があったということでございます。

こういった要因を踏まえまして、抜本的な改革ということで、これまでの幼稚園と保育園という枠を超えた取り組みが必要だということで認識してございます。

◆増田裕一 委員

子供園化に当たりまして、保護者の方から施設改修の可能性につきまして問い合わせがございました。6園それぞれの施設改修について、個別に考え方をお示しいただきたい。

◎子供園担当課長

施設の改修につきましては、現有の施設ということで取り組んでまいりました。初年度の下高井戸と堀ノ内につきましては、3歳児保育を受け入れるということでございましたので、従来の管理人室をお昼寝の部屋ということで、3歳児の午睡部屋用に改修しております。

そのほかに、安全面でのセキュリティー強化の電子錠でありますとか、園内の施設整備、段差の解消等々取り組んできております。

それから高円寺北につきましては、小学校を含めた教育環境の整備という観点から、ことし8月に大きな改修をして、従来の2階から北側の1階の校舎のほうに移設をしたという経緯がございます。

そのほか、成田西につきましても、3歳児、それから長時間の休むところということで管理人室の改修をしております。そのほか園庭の改修、必要な改修をしておりますけれども、全体の大規模な改修につきましては、施設基準等の制約がありまして、また園の安全管理等、運営上の観点もございまして、困難という考えでございます。

◆増田裕一 委員

西荻北と高井戸西については。

◎子供園担当課長

失礼いたしました。西荻北と高井戸西については、これから来年度にかけて整備をしていく予定でございますけれども、同じく管理人室を保育室等々に使えるように改修をするということと、それから、かなり傷んでいるところとがありますので、そういったところの全面的な整備をして、子どもたちが安全に過ごせる環境を整えていきたいと考えております。

◆増田裕一 委員

平成23年4月時点で、区立子供園4園、区立幼稚園2園のそれぞれの在園児数、定員充足率をお示しいただきたい。

◎子供園担当課長

平成23年4月時点の区立子供園と幼稚園2園の在園児数、充足率ですが、下高井戸が在園児82名、充足率が93.2%、堀ノ内が在園児85名に対しまして、充足率が96.6%、高円寺北が在園児69名、充足率が98.6%、成田西が在園児数95名、充足率が70.9%、高井戸西が在園児数104名、充足率が81.3%、西荻北が在園児108名、充足率84.4%、全体の充足率は85.4%でございます。

◆増田裕一 委員

では、平成23年4月以降、在園児の保護者に対しまして、子供園化についてどのような説明がなされたのか。また、その後、保護者とは継続的に話し合いの場が持たれているのか。

◎子供園担当課長

子供園化に当たりましては、どの園もそうですけれども、入園前に、入園前の説明会というのを実施しております。また、入園後に、子供園になりましたの職員体制でありますとか新たな職員の紹介等々、差し上げているところでございます。

◆増田裕一 委員

区立幼稚園の子供園化に当たり、保育所待機児童の解消、就学前教育の充実、行革課題の整理という3つの側面があったとらえておりますが、今回転換された子供園につきまして、その成果及び課題をお尋ねします。

◎子供園担当課長

子供園に転換しての成果といいますのは、当初の目的でございます保護者が就労している、していないにかかわらず子どもたちを受け入れて、幼児教育・保育を一体的に提供するという、それから子育て支援として一時保育等を実施していくこと等がございます。こういったことに関しては、9月時点で、長時間の保育のお子さんを、3歳、4歳合わせて52名の受け入れができていたということもございまして、教育に関しましては、去年、初年度の子供園の子どもたちが3月に卒園しており、すけれども、それ以降も在園の子どもたちは元気に、健やかに過ごしていると認識しております。こういったことが大きな成果だと思っております。それから、今後の課題でございますけれども、検証・評価の際にも申し上げましたが、施設が全体的に古いものですから、今後建て替え等、そういった建物の、施設の課題が出てくるということは認識しております。

それから、子供園3歳から5歳までということですので、初年度の22年度開設した子供園が、24年度で5歳まで全部長時間がいるような状態になります。こういった子どもたちの受け入れに対応した実施体制なりが整備が必要になりますので、こういったことも充実させていきたい。それから、育成プログラムについても、検証・評価を続けて充実したものにしていきたいと考えてございます。

◆増田裕一 委員

この間、区立幼稚園4園の子供園化に際し、どのような経過措置が行われたのか。また、西荻北、高井戸西の2園についてはどのような経過措置が行われるのか。

◎子供園担当課長

区立幼稚園の改革方針の公表後でございますけれども、区民等意見提出手続を行いまして、短時間の保育の枠でございますとか、定員の拡充をいたしております。それから、初年度につきましては、下高井戸、堀ノ内両方に短時間保育の入園の希望が多いということもございましたので、クラスの定員、3歳は16名から18名、4歳は32名から35名に拡大して、当初、短時間と長時間の保育の割合は1対1を考えておりましたけれども、短時間優先ということで、3対2の割合にする等の経過措置を講じたところでございます。

それから、平成23年度の成田西の開設に当たりましては、3歳児の受け入れは、当初23年を予定しておりましたけれども、やはり経過措置ということで、当時の2歳のお子さんをお持ちの親御さんから、私立の選択等準備期間が短いなどご意見もありました。こういったことを踏まえて、23年の3歳児募集の予定を24年度に1年先送りをしたということがございます。さらに、23年の募集では、短時間を優先して募集した後に長時間を募集するというような経過措置も、さらに講じたこと

ろでございます。

それから、高円寺北につきましても同様に短時間優先で募集をしたということで、23年度については、その結果、長時間は募集をしないということになりました。西荻北と高井戸西につきましても、充足率がかなり高いという状況が続いておりましたので、やはり現2歳のお子さんをお持ちの親御さんが、選択の準備期間といえますか、一定の期間をもって私立等を含めて検討していただきたいということで、25年度に子供園に移行はしますけれども、2年間、25年度と26年度は2年保育ということで、一時保育を入れて子供園の運営をいたします。そういった経過措置を講じてございます。

◆増田裕一 委員

昨年10月に、成田西、高円寺北の2園について子供園条例が可決されましたが、その後、未就園児や在園児も含めて、子供園化についての説明会はどのように行われたのか。

◎子供園担当課長

条例化後ということでございますが、主に入園募集が10月中旬に始まりましたので、その後は入園に関するご案内ということで、各園や窓口等で対応させていただいたところです。

それから、4月以降については、保護者のご要望がありましたので、そういった機会をとらえて意見交換等をしている状況でございます。

◆増田裕一 委員

これから募集する4歳児枠は、さきに述べましたとおり、昨年10月に子供園条例が可決されたため、当時2歳児の保護者は、3年保育の私立幼稚園への入学を十分に検討できないまま、ことし1年を過ごすことになりました。近隣の私立幼稚園では来年度の募集枠を少なくするなど、4歳児からの途中入園が難しい状況となっております。多くの保護者から、成田西に4歳児枠で入園できるかどうか、また入園できなかった場合の不安な声が上がっております。区当局はこうした声にどのようにこたえるのか。

◎子供園担当課長

来年度の4歳児の募集は、確かに短時間21名と長時間の保育14名ということで、短時間保育の定員が減少いたします。これについては、募集状況に応じまして、長時間の募集が終わった段階で募集状況を見まして、柔軟な対応を図りたいということと、あと私立幼稚園、また、24年度はまだ西荻北と高井戸西は幼稚園でございますので、そういった選択肢も考慮して検討いただけたらと考えてございます。

◆増田裕一 委員

この間、子供園化に当たりまして、多くの保護者の方が不安な気持ちになりました。今し方、翌年度の4歳児枠について言及させていただきましたが、中には、翌々

年度の4歳児枠についても経過措置を望む声もございます。保護者の立場に寄り添いながら対応を図っていただくとともに、私立幼稚園とも連携をし、保護者への情報提供に努めていただくことを強く要望いたしまして、次の項目に移ります。

次に、はり、きゅう、あんま、マッサージ業について何点かお尋ねします。

近年のストレス社会を反映して、町なかにはリラクゼーション、エステ、マッサージ、はり、きゅう、整体等々、体の疲れを和らげるさまざまな店舗がはらんしております。そもそも、それらの店舗について法律的な裏づけはどのような状況になっているのか。また、区当局への届け出の有無は。

◎生活衛生課長

いわゆる施術所のお話だと思いますが、基本的にはあんま、はり、きゅう、マッサージ、柔道整復師というのは関係の法律がございます。こちらのもの以外は法律の対象になっておりません。この10年間ですが、過去、平成12年あたりですと475軒が、今、約650軒ほどに急増しているところでございます。

◆増田裕一 委員

それらの店先の看板、のぼり旗、また店頭で配布しているチラシには、さまざまな広告宣伝が記載をされております。その中でできること、できないこと、あるかと思いますが、お示してください。

◎生活衛生課長

基本的には最低限のことでございますね。どういう資格を持っているかとか、あるいは日時だとか曜日等々、そういった資格要件でできる最低限のことが記載されているものでございます。

◆増田裕一 委員

例えば、肩凝り、腰痛治ります、というのはいかがでしょうか。

◎生活衛生課長

危ないですね。

◆増田裕一 委員

町なかにはそうしたあらゆる広告宣伝があふれまして、関係者の方に言わせると、無法地帯であるというふうに言っております。我々素人には、そこら辺の法律的なバックグラウンドですとか状況がわかりませんので、お店の中に入ってしまうというようなこともあるんですけども、区当局としての対応はいかがでしょうか。

◎生活衛生課長

基本的に、例えばオイルマッサージなどというような表記がありますと、担当者は入ります。マッサージという言葉は、届け出がないと使えないことになっており

ますので、基本的にはそういう対応をしているところでございます。

◆増田裕一 委員

実際、無許可店舗で施術を受けて患者の症状が悪化し、許可店舗で再度治療を受け直したという事例も見られます。実質上、患者は泣き寝入り状態であると言えます。無許可店舗と許可店舗を区別する施策を講じる必要があると考えますが、区当局の課題認識及び今後の対応をお尋ねいたします。

◎生活衛生課長

マッサージのみならず、ほかの業態も、境界部分というのが非常に多うございます。美容なんかもございますけれども、もともとこれは厚生労働省のほうの考え方が、一応業態とも折衝しているようではございますけれども、なかなかそういうところまでには至っていないという現状でございます。

私ども、かなり大きな問題ではあるかと思っておりますけれども、もともとの法体系の整備が必要ではないかと考えているところでございます。

◆増田裕一 委員

おっしゃるとおり、国の法改正等の対応が必要となりますが、深刻な問題であるという課題認識を持たれているようでございますので、区当局でできることを1つ1つ検討しながら積み上げていただきたいというふうに思っております。

次に、はり、きゅう、あんま、マッサージ業で施術を受けて、保険適用を受ける場合、どのような手続が必要となるのか、また法的根拠をお尋ねいたします。

◎生活衛生課長

あんま、はり、きゅう等々、医師の同意がない限りというのがございます。これは私どもの所管からちょっと外れてしまうんですが、保険の関係の課長通知でございまして、ドクターのほうから、ちょっとこれは治りにくいよ、慢性病であるというようなリウマチですとか神経痛、これらのものについては同意書を出してもいい、それに基づいて保険適用しますというような流れになっているところでございます。

◆増田裕一 委員

実際、こういった形で同意書というものを患者さんのほうで記載をいたしまして、そしてお医者さんのほうに書いていただくようお願いするという形をとっております。

実際、現場では、医師から同意書や診断書の交付を拒まれる事例が多く見られます。先ほど厚労省の課長通知にあるというふうにおっしゃってございましたけれども、そういう事例がある。例えば、この写真をごらんいただきたい。ちょっと小さいので読み上げさせていただきますと思いますが、患者様各位、当院整形外科では、マッサージ医療（鍼灸、整体、あんま等）の同意書、診断書の交付は基本的には行っておりません、以下略、というふうに記載されております。区内のある病院に掲示されている張り紙でございます。

これは明らかに医師法第19条第2項、「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求めがあった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。」というふうにあるとおり、法律に抵触すると認識しておりますが、区当局の見解・見解がどうかでしょうか。

◎生活衛生課長

今のは病院というお話でしたので、これは言ってみれば東京都の所管になってしまいます。私どもと東京都のほうで少し折衝させていただきたいなと思っております。

ただ、法に抵触するかどうか、非常に微妙なところございまして、柔道整復師との関係もございまして、その辺は、場合によっては、現場に立ち会ってお話しさせていただけないかなと思っております。

基本的には、先ほどご紹介がありましたけれども、同意書でございまして、診断書については、保険のほうの関係も、直ちにとりやうな見解をお持ちでないよう認識しております。

◆増田裕一 委員

なかなか難しい状況があるというふうに思いますが、ただし、やはりこれは法に規定もされておりますし、それぞれの業態の中で争点になっている部分であるというふうにとらえております。

厳正な対応を強く要望いたしまして、質問を終わります。